

兵庫県立三木高等学校いじめ対策基本方針

兵庫県立三木高等学校

1 本校の方針

「自主、協同、創造」の校訓を基軸に、互いを思いやり、命と人権を大切にする「こころの教育」を推進する。人を愛するやすらぎの気持ちや仲間との協力から生まれる達成感をもとに、将来に向けてたくましい健全な精神を養う。

全ての生徒が安全な学校生活を送り、個々がしっかりとした目標を持ち、充実した環境で様々な活動に取り組むことができるよう、いじめに対して日常の指導体制の整備を図る。いじめに対する日頃からの教育、未然防止への取り組み、早期発見の必要性とともに、いじめを認知した場合の適切かつ速やかな対応、解決への「学校いじめ対策基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止の指導体制・対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を、校内で設置した管理職、養護教員を含む複数の教職員による対策委員会、また、専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制を確立し、生徒指導体制などとの連携につとめる。

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで発生し、潜在化しやすいことから学期に最低1回のアンケート調査をチェックシートを用いておこなう。教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず早期発見につとめる。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの未然防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など年間の指導計画を定める。三木市、小野市の青少年サポートセンターと連携し、定期的に地域における高校生の生活状況等の情報交換を積極的におこなう。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認をおこない、その内容に応じて関係機関との連絡、協力の下、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応をおこなう。

4 重大事案への対応

(1) 重大事案とは

いじめにより生徒自身の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合で、いじめを受けている生徒の状況で判断する。

たとえば、暴行等により身体に重大な傷害を負った場合、恐喝等により金品等に重大な被害を被った場合、その他、他者より脅迫等により意思とは別の行動等を強要されたりするケースが想定される。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

学校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、学校が主体となって、必要と思われる専門機関との連携を図りながら、いじめ対応チームを中心に調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

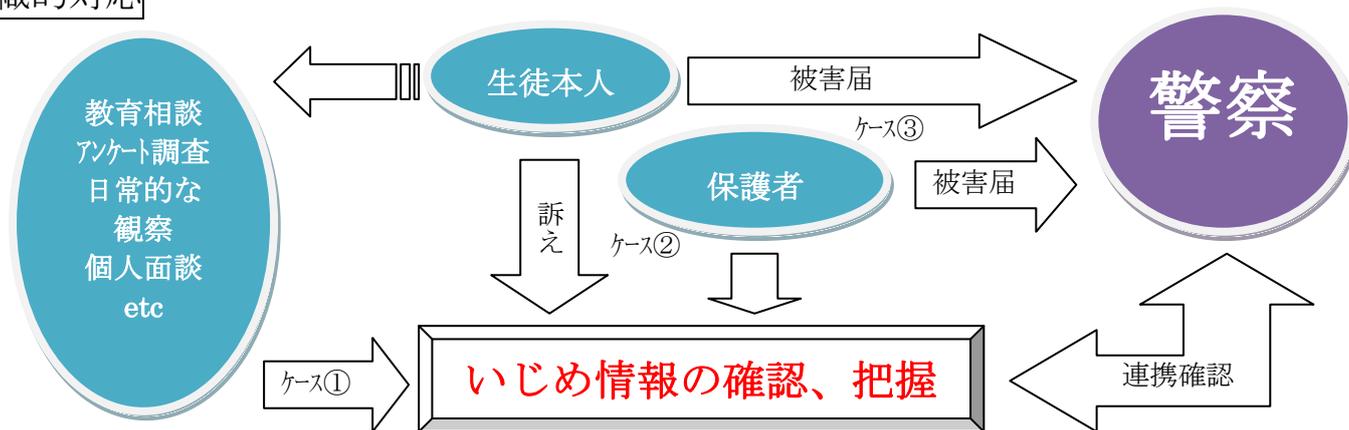
5 その他の事項

本校は創立以来、地域との関係が深く、地域からも注目されている学校であり、苦情を含め多くの情報と指導助言を地域からを仰いでいる。この環境下にあつて学校側も地域への情報発信を重要と考え、ホームページ等を利用し、保護者との情報の共有を深め、多くの取り組みを地域に紹介している。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、多くの機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒会をはじめとした生徒自身の主体的かつ積極的な参加を期待して指導に留意する。地域と学校が共に生徒を見守っていけるように、保護者等地域からの意見を積極的に取り入れ、効果的な指導に役立てる。

組織的対応



【正確な実態把握】

職員研修や過去の事例をもとに、ケーススタディなどを通して、いじめを早期段階で認知できる体制づくり、生徒の日常における変化に気づく教師の目を養う。ネット上の誹謗中傷など表面化しにくい要素を含む事案が増加する中、保健室での相談内容や声かけにより小さな変化を見逃すことなく情報を整理することが重要と考えている。

報告の流れ：ケース① 担任、養護教諭など情報を得た教職員

ケース② 担任、部活動顧問、養護教諭など情報を得た教職員

ケース③ 管理職、生徒指導部、連絡を受けた職員

すべてのケースにおいて当該生徒の担任→学年主任→生徒指導部長→教頭→学校長と即時、連絡を取り、いじめ対応の関係職員による特別支援教育委員会を招集し（学校長）、対応を協議する。

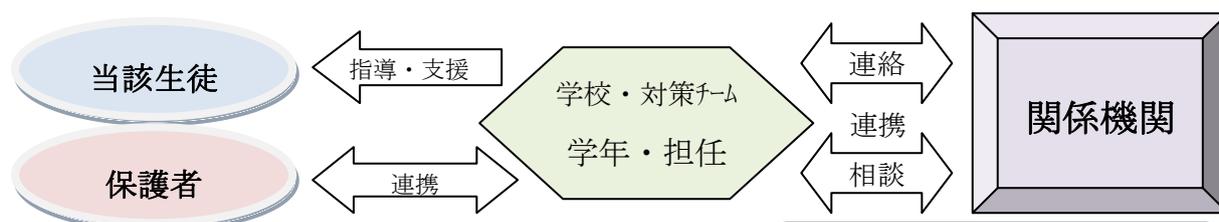
学校長は必要に応じて県教育委員会に報告する。

保護者への連絡：事案発覚後直ちに学校長の指示のもと、保護者との連絡を密にし、保護者ならびに生徒本人の意向を確認する。その上で生徒本人に協力を求めることや今後の指導計画について同意を図る。

【特別支援教育委員会（いじめ対応チーム）】

～緊急対策会議の開催～

- ① 情報を得た職員から報告を受け、チーム内で情報を共有する。
- ② 調査方針、分担、事案の状況から、事情を調査する対象ごとにメンバーを決定する。
- ③ 2名以上の教員で当該生徒に事実確認後、報告する。
- ④ 報告を受けて、会議内で指導方針、サポート内容等を決定し、指導体制を編成する。
- ⑤ 職員会議で報告し、職員全体で共通理解を図る。



～いじめ解消に向けた指導～

- ① いじめを受けた生徒に対して人権と尊厳を守り抜くことを示唆。
- ② 「いじめは決して許されない行為」である意識付けを徹底する。
- ③ 特別指導委員会も含めて指導方針を決定する。
- ④ 事案解消とみられた後も経過観察を怠らず、キャンパスカウンセラーの活用を含めたところのケアを中心とした継続指導をおこなう。
- ⑤ 再発防止活動、アンケートの定期実施など未然防止活動を継続しておこなう。

三木警察署生活安全課 0794-82-0110
社警察署生活安全課 0795-42-0110
三木市青少年センター 0794-83-2020
小野市青少年センター 0794-63-4311

【特別な対応を要する事案】～生命または安全が脅かされる重大な事案発生の場合～

- ① 管理職は速やかに教育委員会をはじめとする関係機関に連絡を取り、報告と協力を依頼する。
- ② 万一自殺等が発生した場合、「緊急対応の手引き」（文部科学省平成22年）に従い、管理職が中心となり、組織的に対応にあたる。マスコミへの窓口は一本化する。
- ③ 当事者、あるいは家族の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急の保護者会を実施する。